

NEWS LETTER

発行者：こやま総合事務所

特定社会保険労務士・行政書士 小山清美

〒564-0036 吹田市寿町 2-23-23

TEL:06-6383-6779 / FAX:06-6383-6889

【労働者代表とは？】

＜労働者の過半数で組織する労働組合がない場合＞

■ 労働者の過半数を代表していること

正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表する必要があります。

■ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

* 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。

* 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。

* 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合にはその人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。

■ 労働基準法に規定する管理監督者でないこと

* 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です(30万円以下の罰金)。

【社会保険の資格取得提出時の個人番号 (マイナンバー等の記載)】

令和5年9月29日に「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されました。

社会保険(健康保険・厚生年金保険)の取得届には個人番号(マイナンバー)(基礎年金番号を有する人は、個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号)を記載することになっています。これまで、基礎年金番号を有する人で個人番号(マイナンバー)・基礎年金番号のいずれも確認できない場合は、資格取得届に併せて「基礎年金番号通知書再交付申請書」を提出することで事務処理がされてきましたが、令和5年9月29日以降は、個人番号(マイナンバー)・基礎年金番号のいずれも記入がない場合には返戻されています。

短期在留外国人等、個人番号(マイナンバー)も基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きが必要です。

【「年収の壁・支援強化パッケージ」について】

短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境作りを支援するため、厚生労働省は当面の対応として下記の施策に取り組むこととなりました。

●「106万円の壁」への対応 ○キャリアアップ助成金のコースを新設し、社会保険の加入に併せて手取り収入を減らさない取組(「社会保険適用促進手当」の支給・基本給の増額・所定労働時間の延長 など)を行った事業主に対して支援されます(労働者1人当たり最大50万円)。

○社会保険料負担軽減のための「社会保険適用促進手当」は、被保険者の標準報酬の算定外となります。

* 令和6年(2024年)10月から、51人以上の企業も短時間労働者の社会保険適用の対象となります。

●「130万円の壁」への対応 ○繁忙期の労働時間延長などにより収入が一時的に上がっても、事業主がその旨を証明すれば、引続き被扶養者の認定が可能となります。

●配偶者手当への対応 ○特に中小企業でも配偶者手当の見直しが進むように、見直しの手順のフローチャートや資料が公表されます。

【運転手の長時間労働是正等へ向け、 「トラックGメン」と連携強化／厚労省】

厚労省は令和4年12月に「荷主特別対策チーム」を編成し、トラック運転者の長時間労働是正のため、長時間の荷待ちを発生させないよう発着荷主等に要請するなど改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、トラック法に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

厚労省では、この「トラックGメン」の設置に伴い、発着荷主等について、同省の「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を国交省に提供します。

また、「荷主特別対策担当官」がトラックGメンの「働きかけ」等に参加するなど、国交省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めていくとしています。

【酒気帯び有無の確認～令和5年12月1日よりアルコール探知機が義務化】

乗車定員11人以上の車両であれば1台以上、その他の車両では5台以上、業務で使用する車両がある事業所ごとに、安全運転管理者を選任し、警察署に届出しなければなりません。

安全運転管理者の業務の中に①運転前後の酒気帯びの有無の確認②酒気帯びの有無の確認に係る記録と、記録の一年間の保存があります。この酒気帯びの確認について、目視の他、令和5年12月1日よりアルコール探知機の使用が義務化されます。